

デジタル関係制度改革検討会の開催について

1 デジタル原則への適合性の点検・見直しや新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築の検討等を行うため、デジタル関係制度改革検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長が、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 安念潤司 弁護士 中央大学大学院法務研究科 教授
- 稲谷龍彦 京都大学大学院法学研究科 教授
- 岩村有広 日本経済団体連合会 常務理事
- 上野山勝也 株式会社 PKSHA Technology 代表取締役
- 落合孝文 弁護士 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
- 増島雅和 弁護士 森・濱田松本法律事務所

（※ ○は座長）

3 検討会の庶務は、戦略・組織グループにおいて処理する。

4 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。